



第 2023-8970  
令和5年7月14日

鳥取県知事 平井 伸治 様

北栄町長 手嶋 俊樹  
(公 印 省 略)

(仮称) 新北条砂丘風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (回答)

令和5年4月10日付第202300011503号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

#### 記

#### 1 総括的事項

北栄町は、平成17年度から地域を悩ましていた強い風を地域資源に「環境にやさしいまち」のシンボルとして「北条砂丘風力発電所」を稼働し、環境教育、啓発に取り組み、収益の一部を一般会計へ繰り入れることで、省エネルギー対策、再生可能エネルギー導入に関する補助金や公共施設・外灯のLED化など様々な脱炭素の取組を行い、累計5億円を超える金額を充当し進めています。17年経過する風車は白砂青松の北条砂丘の景観の一部として、町民に認知されるようになってきています。また、令和元年度には「北栄町気候非常事態宣言(ゼロカーボン宣言)」を行い、産業バイオマス都市構想、地域新電力事業にも取り組むなど脱炭素及び持続可能な社会の実現に向けた取組を精力的に進めています。

これらの取組の結果、「第2次まちづくりビジョン」「脱炭素ロードマップ」策定時に町が実施したアンケート結果では、風力発電及び脱炭素の必要性について理解が深まっている傾向が明らかになっています(下記参照)。町としましては、これらの状況も踏まえて適正で地域に貢献する風力発電事業は重要と考えています。

一方、北栄町が「北条砂丘風力発電所」のリプレースを検討した際、風力発電に対して出された意見や前述しましたアンケートにも不安な声の一部あったことも真摯に受け止めており、今回計画を進める事業者には、法令を遵守し、かつ住民説明会や必要な情報の提供など、風力発電所に係る環境アセスメントに取り組むにあたり、丁寧な対応を求めます。

#### 2 個別事項

##### (1) 騒音、風車の影に関する影響評価

風車設置エリアの土地利用状況を踏まえ、特に騒音・低周波音、シャドーフリッカーなどの影響について、丁寧に調査を行うこと。

##### (2) 景観について

北栄町には既に町営の風車があるが、環境影響評価法の趣旨に基づき、フォトモニターなど住民にわかりやすい方法で示すこと。

(3) 情報公開・説明会等の実施

環境影響評価法の「準備書」の手続きまで相当の期間があるため、必要に応じて調査結果の公表や説明会などを行うこと。「方法書」であった意見のうち、調査が完了しなければ回答できないものについては、回答できる段階で時期をとらえて説明すること。

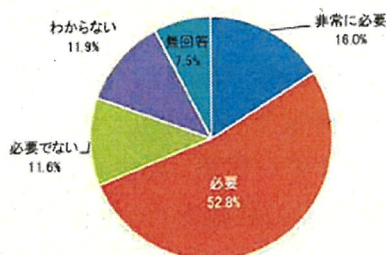
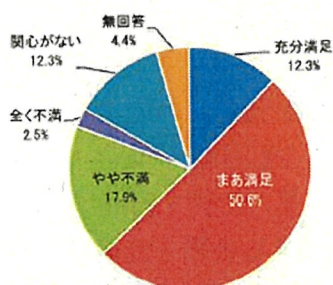
(4) 事業実施時の協議について

風車の建設・運営については、国・県・町など関係機関と充分協議を行い、関係法令等の確認を行うこと。

2.風力発電を活かしたまちづくり

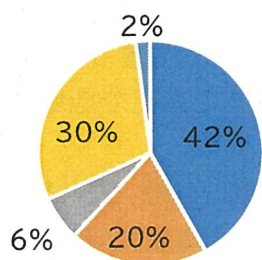
選択項目	人数	構成比
充分満足	39	12%
まあ満足	161	51%
やや不満	57	18%
全く不満	8	3%
関心がない	39	12%
無回答	14	4%
合計	318	100%

選択項目	人数	構成比
非常に必要	51	16%
必要	168	53%
必要でない	37	12%
わからない	38	12%
無回答	24	8%
合計	318	100%



脱炭素ロードマップアンケート抜粋

5-3 北条砂丘風力発電所について、当てはまるものを選択してください



- 今後町が関わって推進するべき
- 民間事業者任せ
- 廃止すべき
- わからない
- その他

問い合わせ先  
 北栄町 環境エネルギー課  
 電話 0858-37-3116  
 メール kankyoe@e-hokuei.net